

平成24年12月10日

顧問先各位

戸田会計事務所  
 所長 戸田裕陽

## 非課税の個人所得

次に掲げる所得は政策上の見地から所得税を課さない「非課税所得」とされ、申告・申請の手続きをするまでもなく課税所得から除外されます。(ここに列挙したもの以外にもあります。)

### ①利子所得のうち次のもの

- ・元本合計額 350 万円以下の「障害者等の少額預金」(預入等の日までに金融機関に「非課税貯蓄申告書」を提出したもの)について生ずる利子等
- ・「納税準備預金」の利子(納税目的以外で引き出された金額相当分は課税)

### ②給与所得のうち次のもの

- ・職務上、又は転任に伴う転居等のための旅費で通常必要と認められるもの
- ・通勤手当で通常必要と認められるもの(最高月 10 万円)

### ③譲渡所得のうち次のもの

- ・本人又は配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、什器、衣服その他の生活に通常必要な動産(\*)の譲渡による所得 (※) 宝石・宝飾品、書画、骨董、美術工芸品で1個又は1組の価額が 30 万円超のものを除く(これらは課税)

### ④一時所得のうち次のもの

- ・学資金等、学資に当てるため及び扶養義務を履行するための金品
- ・身体の傷害、心身の損害に基因して支払われる保険金、損害賠償金
- ・労働基準法による遺族補償
- ・国民健康保険、健康保険の保険給付
- ・労災保険法(労働者災害補償保険法)による保険給付
- ・資産の損害に基因して支払われる保険金、損害賠償金(棚卸資産等の損害によるもので不動産所得、事業所得、山林所得の収入を補てんする性質のものは課税)
- ・葬祭料、香典、見舞金で、その金額が、受贈者の社会的地位等から相当と認められるもの
- ・ノーベル賞、日本学士院賞、日本芸術院賞等の学術奨励金、オリンピック・パラリンピックの成績優秀者に交付される金品
- ・当せん金付証票(宝くじ)の当せん金品…都道府県、指定都市が販売するもの限定、海外不可

### ⑤その他

- ・傷病賜金、遺族恩給、遺族年金
- ・文化功労者年金
- ・子ども手当、児童手当
- ・雇用保険の失業給付、職業転換給付金
- ・生活保護法により支給をうける金品